

鹿島市内の保育施設における避難情報発令時の対応ガイドライン(R8.7月一部改正)

1. 目的

台風、大雨等の災害時に伴う避難情報発令時、保育施設（以下「園」という。）には、園児や職員の生命と身体の安全を守るための迅速な対応が求められる。

そのため、鹿島市内において、各園の所在する地区に避難情報が発令された場合の保育認定子どもにかかる対応について、ガイドラインを定める。

なお、本ガイドラインは、各園が避難情報発令時の対応を検討するにあたって参考とすべき事項を示したものであり、各園が策定している的確な防災計画が本ガイドラインの記載内容にしばられるものではない。また、最終的な休園等の判断は、各園の防災計画に則り、園の構造や周辺の状況を踏まえ、各園が行うものとする。

2. 警戒レベルの区分

発令される警戒レベルごとの内容は次のとおりであり、乳幼児とその支援者は、「高齢者等避難」が発令された時点で、避難行動をとるべきとなっている。

警戒レベル	とるべき行動	市からの 避難情報等	防災気象情報（目安）
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる	緊急安全確保	・ 氾濫特別警報 ・ 大雨特別警報 ・ 土砂災害特別警報 ・ 高潮特別警報 など
警戒レベル 4	・ 速やかに避難 ・ 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や宅内のより安全な場所に避難する	避難指示	・ 氾濫危険警報 ・ 大雨危険警報 ・ 土砂災害危険警報 ・ 高潮危険警報 ・ 津波警報 など
警戒レベル 3	・ 避難行動に時間を要する人（高齢者、障がい者、乳幼児等）とその支援者は避難行動をとる ・ その他の人は避難行動の準備を整える	高齢者等避難	・ 氾濫警報 ・ 大雨警報 ・ 土砂災害警報 ・ 高潮警報 など
警戒レベル 2	避難に備え、自らの避難行動を確認する ・ ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認 ・ 避難手順の確認、注意等		・ 氾濫注意報 ・ 大雨注意報 ・ 土砂災害注意報 ・ 高潮注意報 ・ 津波注意報 など
警戒レベル 1	災害への心構えを高める ・ 気象情報等の最新情報に注意		・ 早期注意情報

※ 防災気象情報は、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

※ 参考：内閣府「避難情報に関するガイドライン」

3. 避難情報発令時の各園の対応

(1) 「午前 6 時時点で発令中」又は「午前 6 時から開園時刻までの間に発令」の場合

避難情報 (警戒レベル)	園の対応	対象の園
緊急安全確保 (警戒レベル 5) 避難指示 (警戒レベル 4) 高齢者等避難 (警戒レベル 3)	・当該日は休園とする。 ・保護者への休園の連絡に努める。	発令対象地区に所在する全ての園

※避難情報発令中である場合でも明らかに気象状態が回復傾向であり、学校等の開校及び避難解除も予測される場合は、施設長が各園の周囲の安全を確認した上で、開園するものとする。

ただし、周囲の状況が危険であると判断した場合は、休園を継続する。

※開園前に発令が解除された場合、施設長が安全を確認の上、平常保育を開始する。状況によっては開園を遅らせたり、休園と判断する場合もある。

(2) 「開園時間中に発令」の場合

避難情報 (警戒レベル)	園の対応	対象の園
緊急安全確保 (警戒レベル 5) 避難指示 (警戒レベル 4) 高齢者等避難 (警戒レベル 3)	・原則、あらかじめ保護者へ周知している避難場所へ園児を速やかに避難させる。ただし、他の避難場所又は園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。 ・保護者への状況の連絡、道中の安全を確保しつつできるだけ速やかな園児の迎えの要請に努める。	発令対象地区に所在する全ての園

4. 市からの避難情報が発令されておらず、警戒レベル3～5相当の防災気象情報が発令されている場合

各園は以下の項目を総合的に判断し、対応する。

- (1) 園の構造
- (2) 周辺の状況
- (3) 現時点の防災気象情報
- (4) 今後の防災気象情報の見込み

5. 園が事前にしておくべきこと

- ・園の防災計画に休園基準を定める。また、定めた基準を、入園時のしおりや園だより、メール配信等で保護者に確実に周知する。
- ・緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引渡し方法等をあらかじめ定めておき、保護者への周知、職員間の情報共有を図る。